

2-2-⑥ 京都府北部地域の広域図書館連携を推進する

□図書館における京都府北部広域連携の考え方

京都府北部5市2町（舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町並びに与謝野町）は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」を設置し、圏域内に中心となる都市を設けない対等型の連携により、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上等を図り、持続可能な経済・生活圏の形成を目指しています。

人口減少等の課題が顕在化する中、それぞれの市町が単独で課題解決を図るのではなく、5市2町を1つの30万人都市圏とし、各市町の強みを生かした「水平連携」による課題解決のための取り組みを進めています。

図書館に於いても、各市の図書館が専門性の高い資料を収集する場合、各市が連携し、補完しあうことで、一つの市では収集しきれないような、より高度な専門書を分担収集で整備することが可能となります。

また、各市の図書館を広域都市圏の住民は誰でも利用可能とすることにより、京都府立図書館等からの相互貸借での貸出よりもスピード一に図書資料の提供が可能となります。

「選択と集中、分担と連携」により、北部5市2町の図書館が、あたかも一つの市の図書館としての機能を備えることを目指し、取り組みを進めます。

□図書館広域連携のこれまでの実績と課題

(1) 実績

- ・連携都市圏の住民は誰でも各図書館の図書貸出券を取得でき、図書等の貸出しを直接受けることが出来るサービスを開始しています。

(2) 課題

- ・各市町の図書館システムが統一されていないため、他市町の図書館で借りた図書等は、その市の図書館に直接返さなければなりません。（居住地の図書館で返すことが出来ません）
- ・各市の図書館間での図書運搬システムが未構築です。（リクエストや返本など物流）

□ 各市図書館の状況

自治体名	1人当 貸出点数	1人当 蔵書冊数	職員正 (司書) 非正規	人口	館数	貸出点数 個人	購入冊数	蔵書数 (平成30年)
舞鶴市	4.0	3.1	5(4)21	83,972	5	337,092	2,406	261,822
福知山	7.8	3.6	7(1)33	79,095	4	623,143	12,111	295,155
綾部市	4.2	2.6	2(1)3	34,046	1	143,488	3,036	88,601
宮津市	7.9	9.1	3(2)7	18,324	1	145,026	9,147	166,819
京丹後市	5.0	5.2	2(2)18	55,944	6	281,406	5,926	292,104
与謝野町	5.6	5.6	1(1)5	22,256	3	125,715	2,454	123,953
伊根町	13.3	11.1	0(0)4	2,143	2	28,459	245	23,834
合計(平均)	(5.7)	(4.2)	20(11)91	295,780	22	1,684,329	35,325	1,252,288

□図書館広域連携による今後の共同施策のイメージ

- 広域圏内でMARCを統一し、ネットワーク全館の蔵書リストを検索して表示する。
- ネットワーク全館のインターネット予約ができ、各図書館間の貸借本は、共同物流便の配達ルートに乗せて毎日配達する。返却ポイントも限定せず各館へ復帰させる。
- 1枚のカードで5市2町の図書館が利用できるようにする。各市分館も含めたい。
- 図書やデータベースや図書館システムの規模拡大した共同発注で費用低減化できる。
装備（カバーやICチップ）費用についても、費用低減化する先例が多い。
- 図書資料の共同選書は、効率的な複本の持ち合い、見計らい選書方式も可能にする。
- 各市採用の正規専門職員の人数に限界があり、年度任用の専門職採用が図書館運営の成否の鍵となる。経験値などバランスの良い職員配置構成を長期に涉り維持するためには、広域行政による図書館司書専門職の共同採用・研修育成は有効策になる。
- 同様に、京都北部地域では、文科省が進める学校図書館への学校司書の配置が遅れている。各市教育委員会では導入実現が難しい状況がある。これについても広域行政で専門職を採用し、研修育成し、適所に配置する体制が実現できると効果的だ。
- 固定配置になりがちな専門職員が広域採用され、定期的な配置再編が伴うことは、図書館機関の経験知の共有化を図り、図書館組織全体の有機的な成長をうながす。

※MARCとは、機械で自動判読出来る書誌情報で、これを共通化することで、資料の管理や検索、貸借状況の把握が簡便になります。また、分類や装備などの作業が省力化され、経費削減します。

※舞鶴市の今後の「図書館広域連携具体化」参考資料として、「舞鶴市図書館基本計画資料編」に、図書館基本計画審議会資料とした先進他市事例を整理した。

- 「先進地の広域連携施策」
 - ・6市町村のMARC統一
 - ・全域図書館予約システム
 - ・予約本配達システム
 - ・全域図書館ワンカード

◆ 参考資料：京都府北部地域連携都市圏ビジョン（平成27年）

□ 5市2町の広域連携のあり方

5市2町の広域連携のあり方

それぞれの市町が、単独で全ての機能を維持・確保していくことは困難。
各地域の強み・個性を活かしながら、連携と協力により役割分担と機能強化を図り、
京都府北部が一つの30万人都市圏として経済・生活圏を形成し、圏域全体の活性化を図ることが必要不可欠。

観光
産業
公共交通
教育
公共施設
医療
定住促進

観光
産業
医療
教育
公共交通
公共施設
広域的相互利用を見据えた図書館等の整備など
公共交通
圏域全体を1時間以内で往来できる交通ダイヤの形成、
都市圏と圏域を結ぶ高速鉄道網の誘致促進など

□ めざす将来像：人口減少を克服し、未来への希望を紡ぐ連携都市圏

30万人連携都市を目指して

あたかも一つの中核市のように、**京都府北部地域で一つの経済・生活圏を形成**
圏域内の人々の快適で安心な暮らしを確保し、**持続可能な地域社会の形成**を図る

都市圏に求められる機能	本圏域の目指すべき姿（イメージ）	必要となる連携の視点
圏域全体の経済成長	地域産業の活性化、圏域における安定した雇用機会の創出を実現	✓ 圏域全体として地域価値の発信・向上を目指す
高次都市機能の確保・充実	医療・福祉・教育・交通等の充実した質の高い居住環境を圏域全体で実現	✓ 7市町の個性・特徴を活かしつつ、役割分担や相互連携・補完を促進する
生活関連機能サービスの向上	主要な都市機能へのアクセスを確保し、若者や子育て世代にも魅力ある生活圏を実現	✓ 公共交通ネットワーク等により各資源等を結びつける

□ 圏域づくりの基本方針

- (1) 7市町の個性・特徴の尊重
- (2) 徹底的な情報共有と総合調整機能の確保
- (3) 相互補完型連携の推進
 - ・本圏域には、連携中枢都市圏のような中核的都市が存在しないため、これまでにない新たな連携の仕組み（=連携イノベーション）が必要。
 - ・このため本圏域独自の取組として、各市町が強みを持つ事業を相互に補完する形で圏域内の他の自治体が参加できるようにすることで、施策効果の最大化と行政コストを低減させる。
- (4) 多様な主体性との協働
- (5) 持続可能な都市圏づくり

□ “北の京都” 七つ星プロジェクト

- I 海の京都DMOプロジェクト
- II 地域産業活性化プロジェクト
- III 地域人材環流プロジェクト
- IV 京都北部U Iターンプロジェクト
- V 行政サービスシームレス化プロジェクト
 - ・各市町が有する子育て支援施設や図書館等の文化施設、体育館等のスポーツ施設の相互利用や機能分担、多角的な利用により住民の利便性を向上させる。また、生涯学習の相互乗り入れを行う等、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る。
- VI リダンダシー機能強化プロジェクト
- VII 地域交通ネットワーク高度化プロジェクト

2-3-① 「教育基本法」「図書館法」と図書館の社会的使命

□社会的な使命から生まれた図書館の役割

図書館は、なんのために必要か、なぜ公共がサービスをするのか。この命題はその時の、時代の状況や要請にあわせて、教育政策、文化政策、情報政策、都市政策など**市民的共感と財政的裏付けが得られる役割**の説明に展開され、複合的で曖昧に捉えられています。

①教育政策としての図書館の役割

なぜ図書館が必要であるか、法的根拠として教育基本法に書かれています。めざすべき社会の実現の手段は教育であり、生涯学び続ける国民の存在にあるというわけです。この教育基本法の下、社会教育法や図書館法に、目的でなく手段概略が記されています。

②情報政策としての図書館の役割

情報化社会が幕を開け、ITC技術習得が公平な社会の実現に不可欠となったとき、広く市民が技術や情報を取得する支援が世界の図書館の新しい役割となりました。混迷の社会を生き抜く情報インフラとしてそれぞれの課題解決支援に期待が持たれています。

③まちづくり政策や社会包摂としての図書館の役割

図書館の求心力や広場性は本質的な魅力役割です。本や物や人に出会うことを通して、「個人が学び変わる」という教育の本義を超えて、帰属する社会の過疎化や中心市街地の課題やコミュニティ再生手法として、「魅力的な広場・図書館」の役割が期待されます。

□社会にとって「人づくり」の重要性を示唆する法律の体系

□教育基本法（制定時原文）

公布 1947年(昭和22年)3月31日
施行 1947年(昭和22年)3月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条【教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第3条【教育の機会均等】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第7条【社会教育】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

□図書館法（この法律の目的）

第一条

この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

- 1 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう。

□文部科学省 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

一 趣旨

- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等の連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収藏能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

※役割の典拠となる法令：

- ・図書館に触れている法令は、図書館法、社会教育法、教育基本法へと遡ることができます。
- ・教育政策として、教育機関としての図書館の位置づけは教育基本法に確認できる。
- ・情報政策、まちづくり政策としての図書館の位置づけ、法的根拠が明文化された法律は見あたらない。

※日本の図書館の法的根拠：

- ・なぜ図書館が日本社会に必要であるかを、明文化した法律は、教育基本法の前文、第1条、第2条、第3条と考えてよい。
- ・なぜ地方自治体が図書館を整えなければならないかを、記した法文は、同法第7条に確認することができる。

2-3-② 文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

□図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置と運営の基本原則については、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日改正）に、くわしい記載があります。

それぞれの地域の実情や、その自治体がめざすサービス目標によって、方策や経費に違いはあっても、守り努めるべき基本原則として、舞鶴市の図書館の計画で参考にできます。図書館基本計画の検討協議にあたり、あらためて「告示」を確認しておきます。

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、**市の全域サービス網の整備に努めるものとする**。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、**適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする**。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、**司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする**。
- 2 市立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、**地域の実情に即した運営に努めるものとする**。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

※守り努めるべき基本原則：

- ①市の全域サービス網の整備
- ②適切な施設、資料、職員確保が設置の基本としつつも、

「運営の基本」については、地域の実情に即した運営をと、全国一律でなく、地方自治にふさわしい領域であることが示されている。



図書館開架室では、時に講演会やコンサートが開かれる。



青少年開架室は創作展示交流もあるラーニングコモンズとなる。

2-3-③ 日本図書館協会「公立図書館の任務と目標」

日本の公立図書館の任務と目標についての参考資料「達成すべき基準」を下敷きに、令和3年舞鶴市的人口7.8万人を採用し、基本計画目標想定数値を確認してみます。

◆ 公立図書館の任務と目標

1989年1月 確定公表 2004年3月 改訂
日本図書館協会図書館政策特別委員会

日本図書館協会は、1979年の総会において採択した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」とこと、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であることを表明した。また、「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」とも述べており、われわれは、これらのことことが確実に実現されるよう、図書館サービスの充実に努めなければならない。

日本の公立図書館サービスは、1950年の図書館法によって「図書館奉仕」の理念を掲げはしたもの、その具現化には相当の年月を要し、ようやく1960～70年代に、『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）,『市民の図書館』（1970年）を指針として発展の方向を見いだした。図書館を真に住民のものにしようという意欲的な図書館員の努力、読書環境の整備充実を求める住民要求の高まり、それを受け止める自治体の積極的な施策と対応によって、図書館サービスは顕著な発展を遂げてきた。

1980年代になると、いわゆる行政改革により、図書館はつくっても十分な職員を配置せず、その不足を嘱託、臨時職員などで補う自治体、さらには図書館法の精神に反して、公立図書館の管理運営を公社・財団等に委託するケースや司書を派遣会社に求める自治体が現れる。その上、1990年代には、生涯学習体系への移行、情報ネットワークの整備という、国の政策レベルの動向、さらには90年代以降構造改革、分権推進、規制緩和という政治や経済の動きを受けて、図書館経営に一段と複雑かつ厳しい様相が広がっている。

先に述べたとおり、すべての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たされなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては19世紀半ばに確立された伝統である。日本は、いまだこの原理に則った近代図書館を整備する途上にある。今なお図書館をもたない町村が6割にも及ぶという事実があるし、先進的な市町村といえども、すべての住民のニーズに応えられるという域には遠く、あるべき図書館サービスは形成過程だと認識することが至当である。

もちろん、公立図書館の維持発展を図ることは、地方自治体及び地域住民の發意と責任に帰することであるが、「図書館事業の進歩発展を図り、わが国文化の進展に寄与する」という本協会の目的にてらして、協会会員の関心を喚起するとともに、それぞれの地域・職域における図書館サービス計画の立案に資することを願って、「公立図書館の任務と目標」を策定し公表することにした。

当初、この文書の策定は、公立図書館である以上、少なくともこのレベル程度の活動は、という「基準」を提起することを意図して始められた。しかし、「基準」といえば図書館法にいう基準との混同を招く恐れもあること、さらに「基準」という言葉には数量的なものが意識される傾向が強いので、この語を使用しないことにした。

すべての図書館が、この内容を達成し、さらに高いレベルの新たな目標を掲げ得る状況の速やかな到来を強く望むものである。

◆ 図書館システム整備のための数値基準

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」（日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著2001）を発表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館1999」をもとに、全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあっては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることからも、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館2003」に基づくものであり、今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

□システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口規模や面積、人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し、図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

図書館の最低規模は、蔵書50,000冊 800m²

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためにには、蔵書が5万冊、専任職員数3名が最低限の要件となる。このとき、図書館の規模としては800m²が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である。

※「分館」であれ、図書館として機能する最小規模として示されている。